

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-9
提出年月日	令和5年6月20日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	とりまとめた資料-1	以下の内容は、No.106にて更なる見直しを実施 記載の適正化 燃料タンク (SA) の容量に関する内容について、条文内で統一がとれていなかったことから、下記のとおり修正する。 修正前 発電所内で保有する燃料に更なる余裕を確保するよう約60kL程度の燃料タンク (SA) を新規に設置する。 修正後 発電所内で保有する燃料に更なる余裕を確保するよう燃料タンク (SA) を新規に設置し、50kL程度の燃料を追加で確保する。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	とりまとめた資料-12	以下の内容は、No.107にて更なる見直しを実施 記載の適正化 燃料補給設備に関する記載について、内容を一部追加した。 修正前 複数のタンクで燃料を確保する方針は、女川2号炉及び大飯3/4号炉と同様。 修正後 複数のタンクで燃料を確保する方針は、女川2号炉及び大飯3/4号炉を含む先行プラントと同様。また、泊3号炉の燃料タンク (SA) で確保する燃料については、同様にSA対応用として追設した伊方3号炉の軽油タンクと同等である。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-3	目次の添付資料1.14.16の名称の記載に誤記があったことから、下記のとおり修正する。 修正前 添付資料1.14.16 重大事故等時における燃料補給に係るアクセスルート 修正後 添付資料1.14.16 重大事故等時における燃料補給に係る複数ルートの確保について	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)」に反映済み
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-14	記載の適正化 相違理由の記載に誤記があったことから下記とおり修正する。 修正前：【大飯】設備の相違（相違理由⑬） 修正後：【大飯】設備の相違（相違理由⑧）	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-40	記載の適正化 相違理由の記載に誤記があったことから下記とおり修正する。 修正前：【大飯】運用の相違（相違理由②、⑩） 修正後：【大飯】運用の相違（相違理由②）	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-47, 61	記載の適正化 記載表現に誤りがあったことから下記とおり修正する。 修正前：1号及び2号炉運転員（中央制御室）1名及び1号及び2号炉運転員（現場）2名にて作業を実施した場合 修正後：1号及び2号炉運転員（中央制御室）1名並びに1号及び2号炉運転員（現場）2名にて作業を実施した場合	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等（SAT114 r.6.0）」に反映済み
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-53, 79	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-58	記載の適正化 記載表現に誤りがあったことから下記とおり修正する。 修正前：第1.14.13図から第1.14.14図及び第1.14.18図に示す。 修正後：第1.14.13図、第1.14.14図及び第1.14.18図に示す。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等（SAT114 r.6.0）」に反映済み
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-77	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-62	記載の適正化 記載表現に誤りがあったことから下記とおり修正する。 修正前：代替格納容器スプレイポンプ、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 修正後：代替格納容器スプレイポンプ及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等（SAT114 r.6.0）」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-81	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-67	以下の内容は、No.108にて更なる見直しを実施 記載の適正化 記載表現に誤りがあったことから下記とおり修正する。 修正前：概要図を第1.14.29図及び第1.14.31図及び第1.14.33図に、タイムチャートを第1.14.30図、第1.14.32図に、アクセスルートを図1.14.34図及び対応手段の選択フローチャートを第1.14.42図に示す。 修正後：概要図を第1.14.29図、第1.14.31図及び第1.14.33図に、タイムチャートを第1.14.30図及び第1.14.32図に、アクセスルートを図1.14.34図に、対応手段の選択フローチャートを第1.14.42図に示す。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)」に反映済み
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-92	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-78	記載の適正化 燃料消費量の記載に誤記があったことから下記とおり修正する。 修正前：168.2kL 修正後：182.3kL	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)」に反映済み
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-103	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-115	記載の適正化 相違理由の記載に誤記があったことから下記とおり修正する。 修正前：【大飯】設備の相違（相違理由③） 修正後：【大飯】設備の相違（相違理由④）	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-133	相違理由の記載が不足していたことから、内容を一部追加する。 下線部のみ追記。 追記内容 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-166, 167	相違理由の記載が不足していたことから、内容を一部追加する。 下線部のみ追記。 追記内容 【大飯】設備の相違（相違理由⑩）	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-168, 169	相違理由の記載抜けがあったことから、下記のとおり追記する。 追記内容 【大飯、女川】設備の相違 ・泊は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）にて重大事故等対応が可能な備蓄量を確保する方針であることから、燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへ燃料補給する手順を整備する。複数のタンクで燃料を確保する方針は、女川2号炉及び大飯3/4号炉と同様。	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-134	第1.14.33図の概要図にT.P.39mの記載が抜けていたことから、追記する。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等（SAT114 r.6.0）」に反映済み
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-168	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-136	第1.14.35図の燃料タンク (SA) の欄にT.P.39mの記載が抜けていたことから、追記する。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)」に反映済み
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-170	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-186, 189	以下の内容は、No.93にて更なる見直しを実施 記載の適正化 下記の内容について、条文内で記載内容の統一ができていなかったことから修正する。 —修正前：ホース接続は、カブラ式となっているため・・・ —修正後：ホース接続は、クイックカブラ式となっているため・・・	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)」に反映済み
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-257, 261	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-186	以下の内容は、No.95にて更なる見直しを実施 記載の適正化 下記の内容について、条文内で記載内容の統一ができていなかったことから修正する。 —修正前：代替非常用発電機及び可搬型代替電源車への給油ガン接続は、コネクタ化となっているため、 —修正後：代替非常用発電機及び可搬型代替電源車への接続は、コネクタ接続となっているため、	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)」に反映済み
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-257, 258	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-190	以下の内容は、No.95にて更なる見直しを実施 記載の適正化 下記の内容について、条文内で記載内容の統一ができていなかったことから修正する。 修正前：燃料補給対象設備への給油ガン接続は、コネクタ化となっているため 修正後：燃料補給対象設備への接続は、コネクタ接続となっているため、	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)」に反映済み
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-263	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-213	記載の適正化 ・図-3 タンクローリーによる直接汲み上げ手段 アクセスルートのマスキングを削除した。 ・燃料タンク (SA) の設置場所を詳細に記載した。 燃料タンク (SA) *1 【T.P.39m】 *1 燃料タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)」に反映済み
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-285	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-191	以下の内容は、No.97にて更なる見直しを実施 記載の適正化 下記の内容について、条文内で記載内容の統一ができていなかったことから修正する。 修正前：代替非常用発電機の給油口に給油ガン接続 修正後：代替非常用発電機の給油口への接続 (コネクタ接続) 修正前：可搬型代替電源車の給油口に給油ガン接続 修正後：可搬型代替電源車の給油口への接続 (コネクタ接続)	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-264	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-214	記載内容に誤記があったことから修正する。 修正前：燃料油移送配管建屋内接続口に接続する。 修正後：燃料油移送配管屋内接続口に接続する。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)」に反映済み
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-286	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-215	記載の適正化 ・図-5 燃料油移送ポンプによる汲み上げ手段 アクセスルートのマスキングを削除した。 ・燃料タンク (SA) の設置場所を詳細に記載した。 燃料タンク (SA) *1 【T.P.39m】 *1 燃料タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-32 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)」に反映済み
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-287	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-7, 8, 9, 11, 16, 17	誤記訂正 修正前：ディーゼル発電機設備 (燃料油移送系統) 配管・弁 修正後：ディーゼル発電機設備 (燃料油系統) 配管・弁	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-7, 8, 9, 11, 18, 19	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-14, 15	誤記訂正 修正前：可搬型直流電源接続盤～A直流母線電路及びB直流母線電路 修正後：可搬型直流電源接続盤～A直流母線及びB直流母線電路	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-15, 16	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-19	記載の適正化(下線部参照) 修正前 ・・・事象の判別を行う運転手順等、全交流動力電源喪失時における対応手順等、炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順及び余熱除去系統異常の対応手順に定める(第1.14.1表)。 修正後 ・・・全交流動力電源喪失時における対応手順書等に定める(第1.14.1表)。	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-20	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-51	記載内容に誤記があったことから修正する。 修正前：B後備蓄電 修正後：B後備蓄電池 修正前：A後備蓄電 修正後：A後備蓄電池	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-64	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-67	記載の適正化 図番号の変更に伴い、下記とおり修正する。 修正前：対応手段の選択フローチャートを第1.14.42図に示す。 修正後：対応手段の選択フローチャートを第1.14.41図に示す。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.4-92	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-83～87	第1.14.1表 記載の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・整備する手順書に記載している手順書名称を「〇〇手順」と記載していたが、「〇〇手順書」として記載を統一した。 ・複数の運転要領に対応手順を整備している対応手段については、整備する手順書に記載している手順書名称の後に「等」を追記した。(技能1.0.14 2表との整合) 【修正例】 (旧) 「余熱除去設備の異常時における対応手順書」 (新) 「余熱除去設備の異常時における対応手順書等」 ・「手順の分類」から「手順書の分類」に修正。 	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-110～113	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-103	第1.14.8図 タイムチャート記載内容適正化 (旧) ※3：可搬型代替電源車の保管場所は1号炉西側31mエリア、2号炉東側エリア(a) ※5：可搬型代替電源車の移動時間として、1号炉西側31mエリアから原子炉補助建屋付近または原子炉建屋付近までを想定した移動時間 (新) ※3：可搬型代替電源車の保管場所は1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(a) ※5：可搬型代替電源車の移動時間として、1号炉西側31mエリアから原子炉補助建屋付近又は原子炉建屋付近までを想定した移動時間 「手順の項目」及び「要員(数)」記載追加	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-130	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-104, 122～126	第1.14.9図 マスキング削除 当該図面をマスキング枠を削除し、「枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。」の記載も削除した。 また、その他マスキング図面についても、見直しを行った。	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-131, 155～159	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-121	第1.14.24図 タイムチャート記載内容適正化 (旧) ※2：可搬型直流電源用発電機の保管場所は1、2号炉北側31mエリア、1号炉西側31mエリア、2号炉東側エリア(a) ※4：可搬型直流電源用発電機の移動時間として、1号炉西側31mエリアから原子炉補助建屋付近または原子炉建屋付近までを想定した移動時間及びケーブル敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 (新) ※2：可搬型直流電源用発電機の保管場所は1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b) ※4：可搬型直流電源用発電機の移動時間として、1号炉西側31mエリアから原子炉補助建屋付近又は原子炉建屋付近までを想定した移動時間及びケーブル敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-153	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-127	第1.14.26図の記載の適正化 アニュラス空気浄化ファンに440V B2-原子炉コントロールセンタから給電できるよう図示した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-160	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-128	記載の適正化 タイムチャート 第1.14.27図 作業内容見直しによるバー表示の適正化	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-161	同上	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-129	第1.14.28図 タイムチャート記載内容適正化 (旧) ※5：可搬型代替電源車の移動時間として、1号炉西側31mエリアから原子炉補助建屋付近または原子炉建屋付近までを想定した移動時間 (新) ※5：可搬型代替電源車の移動時間として、1号炉西側31mエリアから原子炉補助建屋付近又は原子炉建屋付近までを想定した移動時間	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-162	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-132, 137	第1.14.31図, 第1.14.36図におけるホースの線種を変更した。	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-166, 171	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-140, 218	記載の適正化 修正前：可搬型タンクローリ 修正後：可搬型タンクローリ二	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-175, 290	同上	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-142～144	フローチャート (第1.14.41図)記載の適正化。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備による交流の給電 (新) 代替所内電気設備による給電 フローチャート図番号の修正。(下線部参照) (旧) 第1.14.41図, <u>42図</u> , <u>43図</u> (新) 第1.14.41図 (<u>1/3</u> ～ <u>3/3</u>)	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-179～181	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-146～150	添付資料1.14.1「審査基準, 基準規則と対処設備との対応表」について, 既設・新設の区分を適正化	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-183～187	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-151	記載の適正化 設備個数の記載について、記載内容を修正した。 後備変圧器 修正前： 1系統 修正後： 1台 号炉間連絡ケーブル、号炉間連絡予備ケーブル 修正前： 1系統 修正後： 1組 開閉所設備 修正前： 2系統 修正後： 2台	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-189	同上	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-164	内容の充実 号炉間連絡ケーブルの接続作業に関する写真の張替えを実施した。	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-218	同上	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-165	内容の充実 号炉間連絡予備ケーブルの接続作業の写真を追加した。	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-221	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-166	記載の適正化 受電準備の必要要員数に誤記があったことから修正する。 修正前：5名 修正後：6名	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-225	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-166	記載の適正化 修正前：ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、 <u>建屋内照明消灯時においてもアクセス可能である。</u> 修正後： <u>夜間においても、</u> ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-225	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-182	記載の適正化 災害対策要員が実施する系統構成の作業時間（訓練実績等）に誤記があったことから修正する。 修正前：作業時間（訓練実績等）：110分 修正後：作業時間（訓練実績等）：96分	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-253	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-182	記載の適正化 災害対策要員が実施する代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系設備）の『作業時間（想定）』及び『作業時間（訓練実績等）』に誤記があったことから修正する。 修正前： 作業時間（想定） : 70分 作業時間（訓練実績等） : 35分 修正後： 作業時間（想定） : 90分 作業時間（訓練実績等） : 69分	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-253	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-182	記載の適正化 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（2次系設備，1次系設備）の『操作時間（想定）』及び『操作時間（訓練実績等）』の算出時間については，1次系設備のみの操作時間を記載していたことから，1次系設備及び2次系設備の合わせた操作時間に修正する。 修正前： 操作時間（想定） : 50分 操作時間（訓練実績等） : 45分 修正後： 操作時間（想定） : 70分 操作時間（訓練実績等） : 57分	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-253	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-186	記載の適正化 作業の成立性の「作業性」にディーゼル発電機燃料から可搬型タンクローリーへの燃料補給に関する内容について、記載していなかったことから、記載内容変更及び写真の張替えを実施。 修正後：可搬型タンクローリー及びホースは容易に移動でき、可搬型タンクローリーへのホース接続は継手接続式となっているため、容易かつ確実に接続可能である。	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-258	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-187	記載の適正化 災害対策要員が実施するホース接続、敷設に関する内容について記載していなかったことから、「1. 操作概要」、「3. 必要要員数及び操作時間」、「4. 操作の成立性」に追記した。	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-259	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-187, 188	記載の適正化 「原子炉建屋」を「周辺補機棟」又は「ディーゼル発電機建屋」に名称変更。 修正前：原子炉建屋T.P.10.3m, T.P.17.8m 原子炉建屋T.P.6.2m 修正後：周辺補機棟T.P.10.3m, T.P.17.8m ディーゼル発電機建屋T.P.6.2m	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-259, 260	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-189	記載の適正化 作業の成立性の「作業性」に燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの燃料補給に関する内容について、記載していなかったことから、記載内容変更及び写真の張替えを実施。 修正後：可搬型タンクローリー及びホースは容易に移動でき、可搬型タンクローリーへのホース接続は継手接続式となっているため、容易かつ確実に接続可能である。	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-261	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-190, 191	誤記訂正及び内容の充実 燃料補給対象設備への接続方法について誤記があったことから修正した。 修正前：可搬型タンクローリーは容易に移動でき、燃料補給対象設備への接続は、コネクタ接続となっているため、容易かつ確実に接続可能である。燃料補給については、一般車両への燃料補給と同等であるため容易に操作可能である。 修正後：可搬型タンクローリー及びホースは容易に移動でき、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車へのホース接続はクイックカブラ式となっている。また可搬型直流電源用発電機等へのホースは可搬型タンクローリーに常時接続されたものを使用するため、容易かつ確実に接続可能である。	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-263, 264	同上	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-191	記載の適正化 下記の内容について、条文内で記載内容の統一ができていなかったことから修正する。 修正前：代替非常用発電機の給油口への接続 (コネクタ接続) 修正後：代替非常用発電機の給油口への接続 (クイックカブラ式) 修正前：可搬型代替電源車の給油口への接続 (コネクタ接続) 修正後：可搬型代替電源車の給油口への接続 (クイックカブラ式)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-264	同上	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-216	記載の適正化 図-6 屋内ホース敷設ルートのマスキングを削除した。 「原子炉建屋」を「周辺補機棟」に名称変更。 修正前：原子炉建屋 修正後：周辺補機棟	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-288	同上	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-220	記載の適正化 比較表1.14-290ページ)燃料タンク (SA) の容量として、貯蔵容量60kLと必要量50kLの記載について、資料間で記載方針を定め適正化する。 修正前：発電所内に、約60kL 容量の燃料タンク (SA) を燃料油貯油槽と離れた場所に整備し・・・ 修正後：発電所内に、50kL程度の燃料を追加で確保するため、燃料油貯油槽と離れた場所に整備し・・・	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-291	同上	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.7.0)	1.14-221	記載の適正化 「原子炉建屋」を「周辺補機棟」に名称変更。 修正前：原子炉建屋 修正後：周辺補機棟	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.6.0)	1.14-292	同上	
以上、5/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は、一括提出後の適正化内容を示す。				
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	とりまとめた資料ー1	記載の適正化 燃料タンク (SA) の容量に関する内容について、条文内で統一がとれていなかったことから、下記のとおり修正する。 修正前 有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」における燃料消費に関する評価の見直しに伴い、発電所内で保有する燃料に更なる余裕を確保するよう燃料タンク (SA) を新規に設置し、50kL程度の燃料を追加で確保する。 修正後 重大事故等対策の有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」における発電所内で確保すべき燃料の評価結果により、発電所内で保有する燃料に更なる余裕を確保するよう、既存のディーゼル発電機燃料油貯油槽に加え新たに燃料タンク (SA) を設置し、50kL程度の燃料を追加で確保する。	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	とりまとめた資料ー12	記載の適正化 修正前：泊3号炉の燃料タンク (SA) で確保する燃料については、 修正後：泊3号炉の燃料タンク (SA) で確保する燃料油量については、	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-67	記載の適正化 タイムチャート図番号の『第1.14.32図』に記載抜けがあったことから、下記のとおり追記する。なお、以降の図番号に修正行う。 修正前：タイムチャートを第1.14.30図及び第1.14.32図に、アクセスルートを図1.14.34図に、対応手段の選択フローチャートを第1.14.41図に示す。 修正後：タイムチャートを第1.14.30図、第1.14.32図及び第1.14.34図に、アクセスルートを図1.14.35図に、対応手段の選択フローチャートを第1.14.41図に示す。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-92	同上	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-68	記載方針の変更 『(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給』の【ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合】の手順においては、ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより燃料汲み上げし、補給対象設備まで移動後、補給準備する内容までを整理していたが、女川の記載に合わせ、燃料汲み上げまでを整理する方針に変更した。 上記方針の変更により、手順⑩ ^a を削除し、以降の手順番号を修正した。 削除した手順 ⑩ ^a 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーを補給対象設備の近傍に移動させる。	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-93	同上	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-93	記載の適正化 記載方針の変更により、下記のとおり大飯との相違理由を追記した。 追記内容 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・泊は、可搬型タンクローリーを補給対象設備まで移動する手順について、「(2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給」に含める。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-70	記載方針の適正化 『(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給』の【ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合】の手順においては、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより燃料汲み上げし、補給対象設備まで移動後、補給準備する内容までを整理していたが、女川の記載に合わせ、燃料汲み上げまでを整理する方針に変更した。 上記方針の変更により、手順⑩ ^b を削除し、以降の手順番号を修正した。 削除した手順 ⑩ ^b 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーを補給対象設備の近傍に移動させる。	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-96	同上	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-96	記載の適正化 記載方針の変更により、下記のとおり大飯との相違理由を追記した。 追記内容 【美浜】記載方針の相違(女川実績の反映) ・泊は、可搬型タンクローリーを補給対象設備まで移動する手順について、「(2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給」に含める。	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-72	記載方針の変更 『(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給』の【燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合】の手順においては、ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより燃料汲み上げし、補給対象設備まで移動後、補給準備する内容までを整理していたが、女川の記載に合わせ、燃料汲み上げまでを整理する方針に変更した。 上記方針の変更により、手順⑩ ^c を削除し、以降の手順番号を修正した。 削除した手順 ⑩ ^c 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーを補給対象設備の近傍に移動させる。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-97	同上	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-72, 73	記載方針の変更 『(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給』の手順においては、燃料汲み上げ後の可搬型タンクローリーの移動及び燃料補給準備する内容までを整理していたが、女川の記載に合わせ、燃料汲み上げまでを整理する方針に変更したことから、可搬型タンクローリーの移動及び燃料補給準備に要する15分を差し引いた時間に変更した。詳細は下記参照。 【ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合】 修正前：120分 修正後：105分 【ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合】 修正前：180分 修正後：165分 【燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合】 修正前：120分 修正後：105分	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-97, 98	同上	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-74	記載の適正化 図番号の記載に誤記があったことから修正する。 修正前：概要図を第1.14.35図に、タイムチャートを第1.14.36図に示す。 修正後：概要図を第1.14.36図に、タイムチャートを第1.14.37図に示す。	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-100	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-74, 75	記載方針の変更 『(2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給』の〔代替非常用発電機, 可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機へ補給する場合〕手順については, 『可搬型タンクローリーによる燃料補給対象設備への移動』及び『燃料補給準備する内容』を追加したことに加え, 手順② ^a ～⑤ ^a を女川に合わせた記載内容に変更した。	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-100	同上	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-100	記載の適正化 相違理由について記載がなかったことから追記した。 追記内容 【女川】記載方針の相違 ・泊は, 発電所対策本部長への燃料補給完了報告を記載する	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-75	『(2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給』の〔ディーゼル発電機燃料油貯油槽へ補給する場合〕手順については, 『可搬型タンクローリーによる燃料補給対象設備への移動』を追加した。 追記内容 補給対象設備の近傍まで移動し,	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-101	同上	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-76	記載の適正化 記載内容に誤記があったことから修正する。 修正前: ディーゼル発電機燃料油貯油槽が満杯となれば, . . . 修正後: ディーゼル発電機燃料油貯油槽への燃料補給が完了すれば,	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-101	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-76, 77	記載方針の変更 『(2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給』の手順については、『可搬型タンクローリーによる燃料補給対象設備への移動(10分)』及び『燃料補給準備する内容(5分)』を追加したこと、追加作業分の15分を下記のとおり所要時間に加算した。 修正前： ・可搬型タンクローリーにて代替非常用発電機へ補給する場合：40分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型代替電源車へ補給する場合：45分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型直流電源用発電機へ補給する場合：10分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型大容量海水送水ポンプ車へ補給する場合：15分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型大型送水ポンプ車へ補給する場合：10分 ・可搬型タンクローリーにて緊急時対策用発電機へ補給する場合：10分 ・可搬型タンクローリーにてディーゼル発電機燃料油貯油槽へ補給する場合：10分 修正後： ・可搬型タンクローリーにて代替非常用発電機へ補給する場合：55分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型代替電源車へ補給する場合：60分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型直流電源用発電機へ補給する場合：25分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型大容量海水送水ポンプ車へ補給する場合：30分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型大型送水ポンプ車へ補給する場合：25分 ・可搬型タンクローリーにて緊急時対策用発電機へ補給する場合：25分 ・可搬型タンクローリーにてディーゼル発電機燃料油貯油槽へ補給する場合：25分	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-102	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-77	記載の適正化 他条文との記載に合わせ、記載内容を統一する。 修正前：緊急時対策所指揮所側 修正後：緊急時対策所用発電機（指揮所側） 修正前：緊急時対策所待機所側 修正後：緊急時対策所用発電機（待機所側）	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-103	同上	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-78	記載の適正化 タイムチャートの図番号に誤記があったことから修正する。 修正前：タイムチャートを第1.14.37図及び1.14.38図に示す。 修正後：タイムチャートを第1.14.38図及び1.14.39図に示す。	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-103	同上	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-78	記載の適正化 タイムチャートの図番号に誤記があったことから修正する。 修正前：概要図を第1.14.39図に示す。 修正後：概要図を第1.14.40図に示す。	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-104	同上	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-79	記載の適正化 図番号に誤記があったことから修正する。 修正前：対応手段の選択フローチャートを第1.14.40図及び第1.14.41図に示す。 修正後：対応手段の選択フローチャートを第1.14.41図に示す。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-104	同上	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-80	時間表記の記載を適正化 修正前：1200分 修正後：1,200分	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-107	同上	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-88, 90, 94	監視計器一覧 (第1.14.2表) の記載を適正化 以下の監視計器の名称を技術的能力1.15と統一 (下線部参照) (旧) ・泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L, 2 L 電圧 (新) ・泊幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-114, 116, 120	同上	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14- 100, 105, 107, 114, 116, 118, 120, 127, 141	概要図 記載の適正化 操作手順やタイムチャートに記載している「メタクラA系」が概要図の「6.6kV 6-A母線」であることを示すため、点線で囲み、点線範囲が「メタクラA系」であることを明記した。 下記母線についても同様に修正した。 「6.6kV 6-B母線」を「メタクラB系」 「440V A1母線, A2母線」を「パワーコントロールセンタA系」 (B系も同様) 「440V A1-原子炉コントロールセンタ」を「コントロールセンタA1系」 (B系も同様) 「440V A2-原子炉コントロールセンタ」を「コントロールセンタA2系」 (B系も同様)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14- 128, 132, 134, 142, 146, 148, 152, 160, 177	同上	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-100, 118, 127	概要図 記載の適正化 操作手順を示す附番の誤記訂正を行った。(本文操作手順と整合)	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-128, 148, 160	同上	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-117	第1.14.20図 タイムチャート 時間表記の記載適正化 (旧) 1020分 (新) 1,020分	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-147	同上	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-122～126	第1.14.25図 ケーブル敷設ルート 記載適正化 ・屋内図面の最新化 技術的能力1.0.2 アクセスルートと統一 ・常設の「可搬直流電路」と可搬の「可搬ケーブル」を明確に識別するため、ケーブル敷設ルートの線種を「可搬直流電路」は実線とし「可搬ケーブル」は点線として修正した。	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-155～159	同上	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-127	第1.14.26図 概要図 記載の適正化 代替所内電気設備による受電の系統構成において、非常用高圧母線を切離し箇所を図に明記し操作手順番号「② ^a 」及び「② ^b 」を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-160	同上	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-161	内容の充実 相違理由及び伊方のタイムチャートを追加記載した。 追記内容 【大飯, 女川】 設計方針の相違 大飯は, 空冷式非常用発電機起動前の系統構成にて, 受電系統の切替を実施しており, 受電系統切替箇所は, コネクタ化されている。 女川は, 受電系統の切替を遮断器操作にて実施する。 泊は, 代替非常用発電機起動前の系統構成において, 受電系統の切替を実施しており, 端子台のケーブル解線にて対応する。受電系統の切替を端子台のケーブル解線にて実施するのは伊方と同様。	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-162	内容の充実 下記のとおり、相違理由を追記した。 追記内容 【大飯, 女川】 設計方針の相違 大飯は, 電源車起動前の系統構成にて, 受電系統の切替を実施しており, 受電系統切替箇所は, コネクタ化されている。 女川は, 受電系統の切替を遮断器操作にて実施する。 泊は, 可搬型代替電源車起動前の系統構成において, 受電系統の切替を実施しており, 端子台のケーブル解線にて対応する。受電系統の切替を端子台のケーブル解線にて実施するのは伊方と同様。	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-131, 135	第1.14.30図, 34図 タイムチャート適正化 タイムチャート内の補給対象設備までの移動及び燃料補給準備を各設備側へ移動のためバー表示削除。想定時間120分→105分へ変更。 バー表示削除に伴い該当する下記の※書き削除 ※5: 給油対象設備までを想定した移動時間, 給油準備実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-165, 169	同上	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-162, 163	泊との比較対象を適正化 女川欄に記載している31図, 32図と33図の掲載順序を入替え実施。	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-104, 110~113, 122, 136, 213, 215, 216	ケーブル敷設ルート図, アクセスルート図において屋外図面の最新化を行った。	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-131, 137~140, 155, 170, 285, 287, 288	同上	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14. -133	第1.14.32図 タイムチャート適正化 タイムチャート内の補給対象設備までの移動及び燃料補給準備を各設備側へ移動のためバー表示削除。想定時間180分→165分へ変更。 バー表示削除に伴い該当する下記の※書き削除 ※6: 給油対象設備までを想定した移動時間, 給油準備実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 各※書き番号の適正化	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-167	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-138	第1.14.37図 タイムチャート適正化 各補給対象設備タイムチャート内に移動及び燃料補給準備を追加。 各※書き及び操作手順番号の適正化 追加に伴う想定時間の変更 修正前： ・可搬型タンクローリーにて代替非常用発電機へ補給する場合：40分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型代替電源車へ補給する場合：45分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型直流電源用発電機へ補給する場合：10分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型大容量海水送水ポンプ車へ補給する場合：15分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型大型送水ポンプ車へ補給する場合：10分 ・可搬型タンクローリーにて緊急時対策所用発電機へ補給する場合：10分 ・可搬型タンクローリーにてディーゼル発電機燃料油貯油槽へ補給する場合：10分 修正後： ・可搬型タンクローリーにて代替非常用発電機へ補給する場合：55分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型代替電源車へ補給する場合：60分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型直流電源用発電機へ補給する場合：25分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型大容量海水送水ポンプ車へ補給する場合：30分 ・可搬型タンクローリーにて可搬型大型送水ポンプ車へ補給する場合：25分 ・可搬型タンクローリーにて緊急時対策所用発電機へ補給する場合：25分 ・可搬型タンクローリーにてディーゼル発電機燃料油貯油槽へ補給する場合：25分	
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-172	同上	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-139、140、218、219	第1.14.38図、第1.14.39図、添付資料1.14.16 7日間タイムチャート 記載の適正化 ・設備名称修正（下線部参） （旧）緊急時対策所用発電機（指揮所用），（待機所用） （新）緊急時対策所用発電機（指揮所側），（待機所側） ・可搬型大型送水ポンプ車Aの用途修正 （旧）可搬型大型送水ポンプ車A（補助給水ピット補給，使用済燃料ピット注水用）起動 （新）可搬型大型送水ポンプ車A（燃料取替用水ピット補給，使用済燃料ピット注水用）起動 ・No150、152の修正に伴う反映 → 時間バーの長さを調整 ・その他，文字の見切れを修正、脱字を修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-174, 175, 289, 290	同上	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-147, 148	添付資料1.14.1「審査基準、基準規則と対処設備との対応表」について、既設・新設の区分を適正化 電路のうち「既設新設」としていたものを「新設」へ修正した。	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-184, 185	同上	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-153	記載の適正化 条文内で記載内容の統一ができていなかったことから、下記のとおり修正する。 修正前：M/C電源確認 修正後：メタクラ電源確認	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-191	同上	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-183	内容の充実 操作性に関する内容について、ケーブル解線に関する内容が抜けていたことから内容を修正した。 修正前：通常行うNFB操作と同じであり、容易に操作可能である。 修正後：受電系統切替はケーブルの解線で実施すること及び、電源切替箇所はNFB操作であることから、容易かつ確実に接続可能である。	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-254	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-254	内容の充実 下記のとおり、相違理由を追記した。 追記内容 【大飯、女川】 設計方針の相違 大飯は、空冷式非常用発電機起動前の系統構成にて、受電系統の切替を実施しており、受電系統切替箇所は、コネクタ化されている。 泊は、代替非常用発電機起動前の系統構成において、受電系統の切替を実施しており、端子台のケーブル解線にて対応する。受電系統の切替を端子台のケーブル解線にて実施するのは伊方と同様。	
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-184	内容の充実 操作性に関する内容について、ケーブル解線に関する内容が抜けていたことから内容を修正した。 修正前：通常行うNFB操作と同じであり、容易に操作可能である。 修正後：受電系統切替はケーブルの解線で実施すること及び、電源切替箇所はNFB操作であることから、容易かつ確実に接続可能である。	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-256	同上	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-256	内容の充実 下記のとおり、相違理由を追記した。 追記内容 【大飯、女川】 設計方針の相違 大飯は、電源車起動前の系統構成にて、受電系統の切替を実施しており、受電系統切替箇所は、コネクタ化されている。 泊は、可搬型代替電源車起動前の系統構成において、受電系統の切替を実施しており、端子台のケーブル解線にて対応する。受電系統の切替を端子台のケーブル解線にて実施するのは伊方と同様。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-186	記載方針の変更 『(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給』の手順においては、燃料汲み上げ後の可搬型タンクローリーの移動及び燃料補給準備の内容までを整理していたが、女川の記載に合わせ、燃料汲み上げまでを整理する方針に変更したことから、可搬型タンクローリーの移動及び燃料補給準備に要する15分を差し引いた時間に変更した。詳細は下記参照。 修正前： 作業時間 (想定) : 120分 作業時間 (訓練実績等) : 95分 修正後： 作業時間 (想定) : 105分 作業時間 (訓練実績等) : 80分	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-257	同上	
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-187	記載の適正化 「※」の記載漏れがあったことから追記する。 修正前：40分 修正後：40分 [※] 記載内容の統一 修正前：ホースの接続 修正後：ホース接続	
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-259	記載の適正化 手順の名称に誤記があったことから、下記のとおり修正する。 修正前：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合 修正後：ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-189	記載方針の変更 『(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給』の手順においては、燃料汲み上げ後の可搬型タンクローリーの移動及び燃料補給準備する内容までを整理していたが、女川の記載に合わせ、燃料汲み上げまでを整理する方針に変更したことから、可搬型タンクローリーの移動及び燃料補給準備に要する15分を差し引いた時間に変更した。詳細は下記参照。 修正前： 作業時間 (想定) : 120分 作業時間 (訓練実績等) : 96分 修正後： 作業時間 (想定) : 105分 作業時間 (訓練実績等) : 81分	
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-261	同上	
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-261	記載の適正化 記載内容に誤記があったことから、下記のとおり修正する。代表例を下記に記載。 修正前：操作概要 修正後：作業概要	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-190	記載方針の変更 『(2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給』の手順については、『可搬型タンクローリーによる燃料補給対象設備への移動(10分)』及び『燃料補給準備する内容(5分)』を追加したこと、追加作業分の15分を下記のとおり作業時間(想定)に加算した。 修正前： 作業時間(想定)：40分(代替非常用発電機) 45分(可搬型代替電源車) 10分(可搬型直流電源用発電機等) 15分(可搬型大容量海水送水ポンプ車) 10分(ディーゼル発電機燃料油貯油槽) 修正後： 作業時間(想定)：55分(代替非常用発電機) 60分(可搬型代替電源車) 25分(可搬型直流電源用発電機等) 30分(可搬型大容量海水送水ポンプ車) 25分(ディーゼル発電機燃料油貯油槽)	
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-262	同上	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-289	記載の適正化 記載内容統一のため、下記のとおり修正する。 修正前：重大事故等発生後7日間の対応 修正誤：重大事故等発生後7日間対応	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-220	記載の適正化 燃料タンク(SA)の記載が抜けていたことから、下記のとおり追記する。 修正前：50kL程度の燃料を追加で確保するため、燃料油貯油槽と離れた場所に整備し、…… 修正後：50kL程度の燃料を追加で確保するため、 <u>燃料タンク(SA)</u> を燃料油貯油槽と離れた場所に整備し、……	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14- 155, 156, 164, 165, 166, 167, 180, 181, 182, 184, 186, 189, 191	屋外作業のエレベーション表記を見直し (下線部参照) 【添付資料1.14.3-(3), 1.14.6-(2)(3), 1.14.7, 1.14.10-(2), 1.14.11-(1)(2), 1.14.12-(1)(3)「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P. Om (新) 屋外_(〇〇近傍) 【添付資料1.14.3-(3), 1.14.6-(2)(3), 1.14.7, 1.14.10-(2), 1.14.12-(1)(3), 1.14.13 画像タイトル】 (旧) 屋外T.P. Om (新) 屋外 「2.作業場所」の記載は女川2号炉, 画像タイトルの記載は大飯と同様。	
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14- 194, 195, 218, 221, 225, 226, 251, 252, 253, 255, 257, 258, 261, 264	同上	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.8.0)	1.14-160, 164, 165	添付資料の誤字・脱字訂正 (下線部参照) 【添付資料1.14.5】 (旧) 作業時間 (新) 操作時間 【添付資料1.14.6-(2)】 (旧) 号機間連絡ケーブル (新) 号炉間連絡ケーブル 【添付資料1.14.6-(3)】 (旧) 予備ケーブル (新) 号炉間連絡予備ケーブル	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r.7.0)	1.14-210, 218, 221	同上	